○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)抄総務省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

中国	令和九年三月特殊土壌地帯三十一日)第二条第一う。)の災害な政策の企画	三十一日 (略)	三十一日 (略)	三十一日 (略)	(削る) (削る)	期限	欄に掲げる事務務のほか、次の	3 自治行政局は、第七条第一2 (略)	(略) () () () () () () () () ()	(自治行政局の所掌事務の時間 別 別	改
第三条 (略) 2 (略) 3 自治行政局の所掌事務の特第三条 (略) 同表の下欄に掲げる事務のほか、次の表の同表の下欄に掲げる事務をつったする事務のほか、次の表の下側に掲げる事務をつった。)第二条第一を和七年三月 (略) 三十一日 とっかの災害である。)の災害でから、第二条第一を和七年三月(略)をから、第二条第一をかった。	画及び立案並びに推進に関する害の防除及び振興に関する総合一項に規定する特殊土壌地帯を法(昭和二十七年法律第九十六法(昭和二十七年法律第の決して						かさどる。 上欄に掲げる日までの間、それぞ	各号に掲げる事務及び前二項に	1	79例)	
(略)	(新 設)	十一日和七年三	十一日日	十一日日二			同表の下欄に定する事務の	3 自治行政局 (略)	三条(略)	行 政 則 局	
	(新設)	(略)	(略)	(略)	(策の企画及び立案並びに推進の)の災害の防除及び振興に関いの災害の防除及び振興に関いる特殊土壌地帯(昭和二十七年法律)		げる事務をつか、次の表の	、第七条第一		所 掌 事 務	

月三十一日	令和十三年三 (略)
月三十一日	令和十三年三 (略)